

配偶者からの暴力被害者を支援する制度について

配偶者の暴力（DV）から逃れて、自立した生活を始めるためにさまざまな支援を行っています。
詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

1. 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちと家庭における生活の安定を応援するため、中学校終了前の児童を養育している方に支給される手当です。

【 受給要件 】

児童手当の受給者が配偶者であり、配偶者からの暴力を理由に、受給者を配偶者から被害者に変更したい場合

- ・配偶者から被害者及び児童が配偶者の住所を離れ、避難している。
 - ・健康保険証の扶養が配偶者から抜けている、または抜く手続きをしている。
（抜く手続きが困難な場合は、お問い合わせください。）
 - ・保護命令を受けている、またはシェルターに避難している、市区町村の相談員に相談している等。
- ※避難先の市区町村で手続きができます。

【 手続きに必要なもの 】

- ・印鑑
 - ・請求者名義の通帳
 - ・請求者、児童、扶養義務者のマイナンバー（個人番号）が分かるもの
マイナンバーカード（顔写真付）、通知カード、個人番号が記載された住民票等
※請求者が、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、身分を証明する公的証書（運転免許証、パスポート等）も必要です。
 - ・その他必要書類
- ※書類等は全て揃わなくても手続きできます。その場合、不足分は後日ご提出いただきます。

【 支給の開始 】

提出書類を審査し、認定されると請求した月の翌月分から手当が支給されます。

2. 児童扶養手当（所得制限があります）

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

【 受給資格 】

父又は母が裁判所から配偶者の暴力（DV）で保護命令を受けた児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母に代わってその児童を養育している方

児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（一定の障がいがある場合は、20歳未満の者）

※児童が、児童養護施設等に入所している、または里親等に委託されている場合は、対象になりません。

【 手続きに必要なもの 】

- ・請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・請求者、児童、扶養義務者のマイナンバー（個人番号）が分かるもの
マイナンバーカード（顔写真付）、通知カード、個人番号が記載された住民票等
※請求者が、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、身分を証明する公的証書（運転免許証、パスポート等）も必要です。
- ・保護命令決定書の写し
- ・その他必要書類等

【 支給の開始 】

提出書類を審査し、認定されると請求した月の翌月分から手当が支給されます。

3. ひとり親家庭医療費助成（所得制限があります）

ひとり親家庭の親と児童及び父母のない児童の医療費の一部を助成します。1ヶ月ごとに1つの世帯の医療費自己負担額を合算して1,000円を超えた場合に、1,000円を超えた額を助成します。

【 受給資格 】

父又は母が裁判所から配偶者の暴力（DV）で保護命令を受けた児童を監護する母又は父と児童、及び父母のない児童。児童は、18歳未満の者（教育施設等に在籍する場合は18歳に達する日以降の3月31日までの者）

※ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ・生活保護法の適用を受けている方
- ・児童が、児童養護施設等に入所している、または里親等に委託されている方

【 手続きに必要なもの 】

- ・健康保険証
- ・申請者名義の通帳
- ・印鑑（扶養義務者含む）
- ・保護命令決定書の写し
- ・その他必要書類

【 助成の開始 】

申請を受理した日（受給資格登録日）から助成開始です。

ただし、児童扶養手当の認定を受けている方が転入または世帯員の変更により所得制限を超えない場合は、当該変更があった日からです。（変更日の翌日から起算して15日以内に申請した場合に限ります。）

4. 特別児童扶養手当

身体又は精神に一定の障害のある20歳未満の児童を監護又は養育している保護者等に支給される手当です。

【 支給内容 】

障がいの程度	支給月額	支給月
1級該当者	51,100円	8月、11月、4月に それぞれの前月分までを支給します。 (申請の翌月から対象)
2級該当者	34,030円	

【 手続きに必要なもの 】

次の書類等を添えて請求の手続きをしてください。

- ・請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・請求者と対象児童が同居する世帯全員の住民票
- ・所定の診断書（省略できる場合あり）
- ・請求者名義の通帳の写し
- ・請求者、対象児童、扶養義務者等のマイナンバー（個人番号）が分かるもの
マイナンバーカード（顔写真付）、通知カード、個人番号が記載された住民票等
※請求者が、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、身分を証明する公的証書（運転免許証、パスポート等）も必要です。
- ・その他必要書類

【 支給の開始 】

提出書類を審査し、認定されると請求した月の翌月分から手当が支給されます。

5. 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子家庭並びに寡婦の方のための貸付制度です。

配偶者からの暴力被害者は、離婚が成立していない場合でも申請することができます。

詳しくは、女性相談室（電話32-4470）またはこども家庭課へお問い合わせください。

【 対象となる方（配偶者からの暴力被害者の場合） 】

- ・母子父子福祉資金
 - ① 20歳未満の児童を扶養し、裁判所から配偶者の暴力で保護命令を受けた方
 - ② 20歳未満の児童を扶養し、配偶者からの暴力を理由に別居している方

6. 母子家庭等自立支援給付金

資格取得や技能習得のために修学や受講をする20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の方を支援する制度です。配偶者からの暴力を理由に別居をしている方も申請することができます。

各給付金ともに、事前相談が必要です。

【 給付金の内容 】

- ・ 高等職業訓練促進給付金
看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、費用を支給するものです。
- ・ 自立支援教育訓練給付金
雇用保険制度による教育訓練給付の指定教育訓練講座受講のために、支払った費用の一部を支給するものです。

7. その他

○住民基本台帳事務における支援措置

住民票や戸籍の附票など居所を探られる恐れがある書類を加害者が請求できないようにする措置です。詳しくは、市民課（電話39-1229）へお問い合わせください。

○こどもクラブ利用料の減免

こどもクラブ利用料が減免になる制度があります。詳しくは、こども保育課（電話39-1239）へお問い合わせください。

○保育所・幼稚園等の利用者負担額の変更

利用者負担額が変更になる場合があります（必ず変更になるとは限りません）。詳しくは、こども保育課（電話39-1239）へお問い合わせください。

○こどもの就学

児童又は生徒の転校手続きについて、相談に応じることができます。詳しくは、教育委員会学校教育課（電話39-1303）へお問い合わせください。

○就学援助制度

経済的理由で就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、援助を行う制度があります。詳しくは、教育委員会学校教育課（電話39-1303）へお問い合わせください。

○市営住宅

申し込み資格に該当する場合は、単身入居が可能な住宅等への申し込みができます。詳しくは、建築課（電話39-1268）へお問い合わせください。

○国民年金保険料の免除

加害者と住居が異なる方で、保険料納付が経済的に困難な場合、納付が免除になる場合があります。詳しくは、日本年金機構会津若松年金事務所（電話27-5321）へお問い合わせください。

【 1～6までのお問い合わせ先（発行元） 】

会津若松市役所 こども家庭課（栄町第二庁舎）

電話 39-1243

ホームページアドレス <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

こどもに直接暴力が振るわれなくても、配偶者暴力があるとこどもに重大な影響を及ぼすことがあります。

こどもの様子に不安を覚えたら こども家庭課 家庭相談室（電話32-4470）にご相談ください。